

名古屋国税職員労働組合審査会規則附則第三条第一項に規定する審査会長による提案の議決に基づき、名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を改正する規則

名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を次のように改正する。

第六条第五号中「第四条に規定する未成年者、同法第八条に規定する成年被後見人、同法第十二条に規定する被保佐人又は同法第十六条に規定する被補助人」を「第十三条第一項第十号に規定する制限行為能力者」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日に施行する。